



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 70歳までの雇用に向けて在職老齢年金や厚生年金保険が変わるそうですが、どのように変わるのか概略だけでも教えてください。

A 定年後の人材を活用するために、令和4年4月1日から60歳～64歳までの在職老齢年金の支給停止や65歳以降の厚生年金の繰り下げや額改定に関する制度が改正されます。人事総務としては定年後の処遇を考える上で今から把握しておく必要があると思います。

では現行の在職老齢年金制度からお話し致します。

【60歳～65歳未満】

- ①基本月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円以下のとき **支給停止なし(全額支給)**
 - ②基本月額が28万円以下で総報酬月額相当額が47万円以下のときの支給停止額は
 $(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times 1/2 \times 12$
 - ③基本月額が28万円以下で総報酬月額相当額が47万円を超えるときの支給停止額は
 $\{(47\text{万円} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times 1/2 + (\text{総報酬月額相当額} - 47\text{万円})\} \times 12$
 - ④基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が47万円以下のときの支給停止額は
 $\text{総報酬月額相当額} \times 1/2 \times 12$
 - ⑤基本月額が28万円を超え総報酬月額相当額が47万円を超えるときの支給停止額は
 $\{(47\text{万円} \times 1/2 + (\text{総報酬月額相当額} - 47\text{万円}))\} \times 12$
- 【65歳以上】

- ①基本月額と総報酬月額相当額の合計が47万円以下のとき **支給停止なし(全額支給)**
- ②基本月額と総報酬月額相当額の合計が47万円を超えるときの支給停止額は
 $(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 47\text{万円}) \times 1/2 \times 12$

※基本月額＝老齢厚生年金(年額)÷12

※総報酬月額相当額＝月給(標準報酬月額)＋(直近1年間の賞与合計÷12)

式だけをみると、年金制度の複雑さだけが見えてきて、素人には分かりにくいです。要するに、65歳までは、給与等と年金の合計が月28万円を超えると、受け取る年金が減らされる式となっています。ただ、減らされると言っても65歳以前の特別支給の老齢年金は、もらっても将来の年金額に影響しないのでもらい得と言えますが、一定以上のお給料の場合は年金が減らされて損、というイメージでした。65歳以降は、給与等と年金の合計が月47万円までは、年金は減額されません。

来年の4月からは、65歳以降と同様に60歳～64歳未満でも、給与等と年金の合計が月47万円を超えなければ、年金は減額されません。一般的なサラリーマンですと、60歳を超えてから年金と給与合計で47万円の月収で、夫婦二人なら生活できますね。

さて、65歳以降の制度改正についてですが、まず額改定の時期が変わります。従来は①65歳②退職時③70歳(厚生年金資格喪失時)と3パターンだけの改定でした。改正後は在職中も毎年、年金受給額を改定します。65歳以降も厚生年金に加入していれば、66歳、67歳、68歳、69歳、70歳と毎年年金額が増加していくことが分かる仕組みになります。老後の生活設計がしやすくなるという事でしょう。

もう一つ大切な改正は、厚生年金受給額を増やすために「年金受給開始時期の選択肢が増える」ということ。公的年金は原則65歳から受給開始ですが、現在でも繰り上げ・繰り下げの制度により、60歳～70歳の間で自由に受給開始時期を選ぶことができます。令和4年4月からは、昭和27年4月2日以降に生まれた方については最長75歳まで繰り下げてから年金受給開始とすることができます。

「繰り下げ」1か月ごとに、将来の年金額が0.7%ずつ増えます(最大+84%)。ただし増えるのは在職老齢年金の仕組みで支給停止されない部分だけです。

自分の寿命は分かりません。何歳から受給するのが一番良いかを家族で話し合って決めて欲しいと思います。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980